

平成26年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（春季）

民法

〔設例〕を読んで、各問に答えよ。なお、問1・問2はそれぞれ独立の問いである。

〔設例〕

Aは妻を失い、子もなかったことから、Bと養子縁組をして老後に備えた。しかし、Aのマンション（甲）で同居生活を始めてから数年後、些細な喧嘩を契機としてABは同居をやめ、話し合いの結果、Bが近くにアパートを借りて週に数日程度Aの面倒を見るために通うことになった。その後、Aは、Bとの関係が冷めたこともあり、甥Cを頼りにするようになった。

なお、Aの財産は、現在居住する甲（2000万）、実家の土地・建物（乙、3000万）、定期預金（1000万）、そして日常の用をなすための数十万円の現金・預金があるものとする

問1

Aは、Cとの間で、「Dが自分にしてくれたことに報いるため、Aは以下の事務処理をCに依頼する。すなわち、Aが死んだ場合、Cは乙を売却し、その代金から必要経費と税金を控除した額の9/10をCはDに与える。なお、この事務処理の報酬として、Cは残りの1/10を受け取ることとする」という内容の契約をして、書面も作成した。なお、DはAの実家の本家筋の者で、無償で乙を管理するなどしていた。

この契約から1か月後、Aは死亡した。相続人はBのみであった。そして、Cは、Bに上記合意の書面を示して、乙の売却に必要な書類等の引き渡しを求めた。Bはこれに応じる必要があるか。

問2

Aは、いずれは田舎にある実家（乙）で暮らそうと思い、その際の生活資金のために甲を売却することにした。そこで、甲の売却に係る事務をCに依頼し、委任状その他必要なものを交付しておいた。しかし、その1か月後にAは転倒事故を起こし、そのため判断能力も著しく低下してしまった。そこで、Bは、Aにつき後見開始の申立てをした。

(1) Aにつき後見開始の審判がなされ、Bが後見人に選任された。Bは、Aの財産状況を調査し、AがCに甲の売却を依頼していたことを知った。Bは、Aの状態からすれば田舎に移るよりは住み慣れた甲で生活を続けた方がよいと考えている。BはCに対してどのような対応をすべきか。

(2) Bが後見開始の申立てをした頃、CはEとの間で乙の売買契約を成立させた。もっとも、Cは、Aの判断能力が低下していること、甲で生活を続けた方がAのためになることを認識しており、また、EにもAの状況を伝えていた。しかし、Eは立地のよい甲に住

みたいと考えており、EがCを説得して契約締結に至ったものである。

その後、Aについて後見開始の審判がなされ、Bが後見人に選任された。Bは、Aにとっては甲で生活を続けた方がよいと考え、この際Bも甲に移り住んで面倒を見ようと考えていたところ、Cから甲をEに売却したと告げられた。Bはこの売買契約の効力を否定することができるか、検討せよ。